

(2) 歯科医療編

部	区分	診療行為等	提供するサービス内容
在宅医療	C 000	歯科訪問診療料	<p>常時寝たきりの状態等であって、居宅において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者に対し、その同意を得て計画的な歯科医学管理の下に定期的に訪問して診療を行う</p> <p>地域連携体制加算：複数の保険医療機関により、緊急時の迅速、適切な連携体制が整備されている場合。</p>
	C 005	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	悪性腫瘍の鎮痛療法または化学療法を行っている末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行う
	C 006	老人訪問口腔指導管理料	訪問歯科診療を行っている患者に対して、療養上必要な指導管理を行う
医学管理等	B 000	歯科口腔衛生指導料	う蝕または歯肉炎に罹患している患者に対して、治療計画を策定し療養上必要な指導を行う
	B 001	歯周疾患指導管理料	歯周疾患に罹患している患者に対して、計画的な歯科医額的管理を行い、療養上必要な指導管理を行う
	B 002	歯科特定疾患療養管理指導	別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行う

出典：『歯科点数表の解釈 平成18年4月版』社会保険研究所